

近江八幡市中期財政計画

計画期間

平成27年度～平成31年度



平成28年3月

近江八幡市

目 次

1	策定にあたって	1
2	計画の目的	2
3	計画の基本的事項	3
4	財政見通しの前提条件	
	I 基本的な考え方	4
	II 歳入に関する前提条件	5
	III 歳出に関する前提条件	6
	IV 指標に関する前提条件	7
5	今後の財政見通し	8
6	財政見通しにおける分析と課題	10
7	財政見通しにおける課題に対する取り組み目標	
	I 行財政改革プランの推進	14
	II 財政指標の適正管理	14
8	目標を達成するための方策	
	I 地方債現在高比率抑制に向けた取り組み	16
	II 積立金現在高比率向上に向けた取り組み	17
	III その他の取り組み	18

1 策定にあたって

平成22年3月に新近江八幡市が誕生し、6年が経過しました。新近江八幡市では『新市基本計画』を策定し、平成21年度から平成31年度を計画期間と定め、新市のまちづくりの基本方針として、『自然の恵み、歴史と文化に根づく「生業」が広がり、起業する活力とすべての人々が支え合える、ぬくもりあふれたまち』を目指してまちづくりを進めてきました。

そのような中において、旧市町が行政改革に鋭意取り組んできたことから新市においても、平成22年度から平成26年度を期間とした第1次行政改革大綱を定め、行政改革実施計画に基づき、行政改革を推進してきました。その取り組みの一環として、平成22年度から平成26年度を取組期間とした中期財政計画を策定し、「行政改革の取り組みの促進」「安定的で効率的な行政サービスの提供」

「新市基本計画に掲げられた事業の計画的な実施」を目的として、収支改善に向けた目標を定めて取り組みを進めてきました。行政改革は一過性の取り組みで終わらせることなく、その中の中期財政計画は、全庁的な行財政運営の取り組みを展開するために、中長期的な財政運営の指針を示し、持続的可能な財政基盤を確立していくことを目的としており、継続して取り組みを進める必要があります。

現在の本市を取り巻く環境は、様々な諸課題を抱えており、様々な財政リスクを抱えています。

全国的な視点で見れば、平成26年5月8日に日本創生会議・人口減少問題検討分科会が、『2040年の若年女性人口が現在の5割以下となる自治体を「消滅可能性都市』』として提言されたことは、国をはじめ地方自治体に、大きな衝撃を与えました。人口減少・超高齢化という大きな課題に対し自立的で持続的な社会を創生していかなければ、本市の未来はありません。少子高齢社会の進行に伴う社会保障関係経費の増加だけでなく、人口減少より生ずるリスクと課題を見据えた中で、今後のまちづくりの在り方を財政面からも見据える必要があります。

また、平成の大合併における合併の特例措置が縮減段階に入り、本市も合併後5年を経過し、合併特例措置である普通交付税の合併算定替が平成27年度から段階的に縮減となりました。合併後の特別の需要が一段落し、新市基本計画にもある効率的な行財政運営により、類似する公共施設の維持管理費の削減などの無駄を省き、少ない公共投資で質の高い公共サービスの提供に取り組む必要があります。

一方、ミクロの視点で本市が特別に抱える財政事情として、生活インフラ整備をはじめとする大型施設整備事業を平成24年度から平成27年度までを正念場の4年間として、事業の着実な実施と将来への影響を鑑みながら取り組みを進

めてきたことがあります。当該整備事業が集中したことによる影響ではありますが、事業実施における公債費等の将来的な負担の財政リスクと平成28年度以降も引き続き予定される市庁舎整備をはじめとする大型施設整備事業について、将来の財政負担を考慮しながら事業に取り組んでいかなければ、たちどころに財政状況の悪化とともに市民サービスにも影響するリスクを含んでいます。

これ以外にも少子高齢化の進捗に伴う本市が抱える諸課題は多くあり、市民が安心して住むことができるまちづくりには、10年後、その後も持続可能なまちであるための財政基盤の確立をしていかなければなりません。現在の健全性は、将来の健全性も約束しているものではなく、将来を見据えた中で、現下の行財政運営が影響することを認識する必要があります。

こうしたことから、今後、大型施設整備事業をはじめ新市基本計画に掲げられたまちづくりを実現するために、持続可能な財政基盤の確立は喫緊の課題であり、将来を見据えた財政運営の指針となる中期財政計画を定め、健全財政の維持に向けた取り組みを進めます。

なお、計画期間については、新市基本計画、行政改革大綱、行財政改革プランとの整合性を図り平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

2 計画の目的

① 行財政改革プランの『カネ』に対する取り組み

行財政改革プランにおいては、『人（定員適正化計画）』『物（公共施設等総合管理計画）』『金（中期財政計画）』の各計画が連携を図りながら取り組みを進めるものとされており、特に中期財政計画はそれぞれの財源的な見通しを見据えて取り組みを進めることとします。

② 持続可能な財政運営に向けた指針

人口減少社会における社会保障関係経費の負担増加や大型施設整備事業の実施による公債費の負担増加、普通交付税の合併算定替えの縮減といった将来的な財政負担を見据えた中で、事業の選択や規模の検討、予算編成に当たっての指針とします。

3 計画の基本的事項

① 対象期間

平成27年度から平成31年度までの5年間としますが、将来的な見通しを見据えた中での指針とすることから、『財政見通し』については平成27年度から平成36年度までの10年間とします。

② 対象とする会計

普通会計（一般会計及び文化会館特別会計）

ただし、特別会計に対する繰出金を含むことにより、企業会計（水道事業会計・病院事業会計・下水道事業会計（公共下水・農業集落排水））や特別会計（国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計（認定審査・保険事業・サービス事業））も対象とします。

③ 財政見通しの見直し

『財政見通し』については、毎年、決算状況、事業の進捗、社会情勢、制度改正などの状況に基づき、将来見直しも含め見直しすることとします。

また、定員適正化計画や公共施設等総合管理計画などの計画策定及び改訂状況に併せ、『財政見通し』にも反映することとします。

④ 情報公開

『財政見通し』及び毎年の見直し内容については、財政情報の透明性を高めるため、情報公開することとします。

4 財政見通しの前提条件

I 基本的な考え方

◎ 第2次行政改革大綱・行財政改革プラン

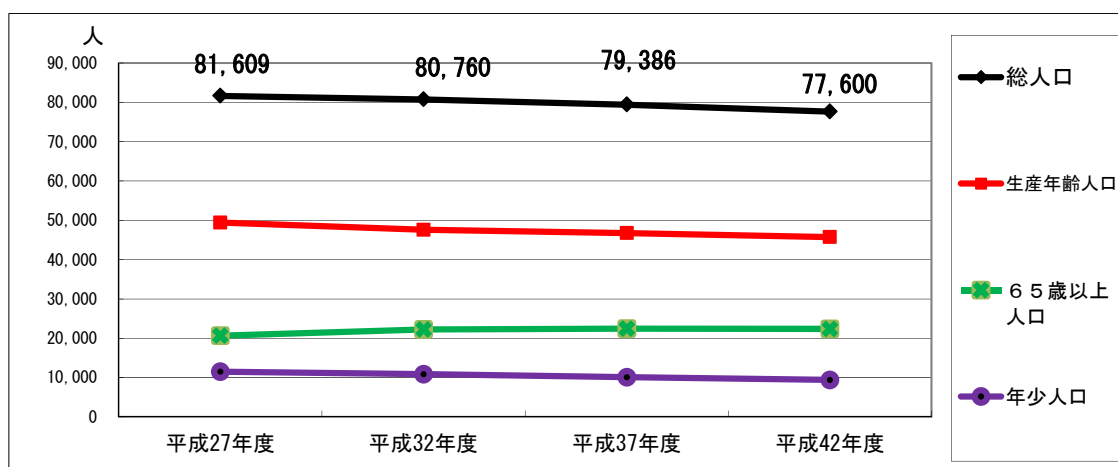
財政見通しは将来を見据え、可能な限りのリスクを反映した中で、健全財政を維持するための指針を目標として作成します。よって、行財政改革プランの改革内容については、財政見通しには反映させないこととし、行財政改革プランと併せて公表することにより、今後の財政見通しの改善を目指すものとしします。

◎ 決算額

決算年度は、地方財政状況調査（通称：決算統計）の数値とし、将来見通しについては地方財政状況調査の分類に基づく想定決算額とします。

◎ 人口推計

歳入歳出ともに人口の増減が影響する内容については、国立社会保障・人口問題研究所推計（平成25年3月推計）を反映します。



◎ 法改正、制度改正状況

法改正や制度改正については、作成時点で確定した内容のみ反映するものとし、作成後に改正が確定した内容については反映していません。

◎ 景気動向

可能な限りリスクを反映したものとししますが、景気動向については、流動的要素が高すぎるため、反映していません。

◎ 基金繰入金及び繰越金の取り扱い

大型施設整備事業の実施に伴う特定財源を除く一般財源分については、公共施設等整備基金などからの繰入金で対応するものとします。また、年度財源不足額についても、財政調整基金及び減債基金からの基金繰入金により補填するものとします。

繰越金については、現実の財政運営と近似させるため、実質収支を黒字で5億円確保するものとします。

II 歳入に関する前提条件

◎ 地方税、地方譲与税、地方交付税等の一般財源

地方税については、経済活動の中心となる生産人口の今後の減少を加味します。

普通交付税は、基準財政収入額と基準財政需要額の見込みを算出したうえで、合併算定替えについて、平成31年度までの措置として段階的に縮減されていくことを加味します。

◎ 国・県支出金

扶助費に係る国・県支出金については、各扶助費決算見込額をベースに現状の補助率により試算します。

大型施設整備事業の実施に伴う国・県支出金については、その補助対象事業費に応じて現状の補助率により算定します。

その他の国・県支出金については、これまでの水準で見込みます。

◎ 地方債

臨時財政対策債については、過去の水準を基に今後も継続されるものとするとともに、合併算定替縮減の影響を加味し試算します。

建設事業債は、主に大型施設整備事業について、その起債発行対象となる事業費を基準に、現状の地方債種別と充当率に従い発行額を試算します。

◎ その他の収入

(分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入)

原則として、これまでの水準で見込むことを基本に推計します。

なお、普通財産の売払いや、ふるさと応援寄附金については、不確定要素が高いため計上しません。

Ⅲ 歳出に関する前提条件

【義務的経費】

◎ 人件費

職員給、共済組合負担金については、第2次定員適正化計画による職員数の動向を反映します。退職金については、定年退職者予定を基に試算します。

議員報酬、特別職報酬、その他の委員報酬等については、現在の水準で試算します。

◎ 扶助費

福祉・医療に係るものや年齢条件に係るものに大別し、それぞれの人口や社会情勢などの推移に基づき試算します。

◎ 公債費

既に発行済みの地方債に係る元利償還金に加えて、今後、発行見込みの地方債については、地方債種別や資金先などに基づき、借入期間、据置期間を現状の借入条件により試算します。

【一般行政経費】（物件費、維持補修費、補助費等）

大型施設整備事業により、更新・新設する施設の維持管理経費を見込みます。

企業会計への繰出金（補助費等）は、各公営事業の経営計画の一般会計繰入見込額に基づき試算します。但し、企業会計の資本に対する繰入金については、投資及び出資金にて反映します。

その他については、これまでの水準で推移していくと見込みます。

【積立金】

◎ 積立金

当該年度の基金の運用による利息を基金への積立とします。また、前年度決算の純繰越金（実質収支）の2分の1を積み立てます。

【投資的経費】（普通建設事業費）

大型施設整備事業については、担当課からの事業計画の積み上げにより計上します。既契約済事業は、その付帯費用も含め、契約額と事業進捗状況に基づき計上しますが、今後の進捗状況によって変動が見込まれます。

【その他の支出】（投資及び出資金、貸付金、繰出金）

医療・介護関係特別会計に対する繰出金は、人口や社会情勢などの推移に応じて試算します。各公営企業会計（法適・法非適）に係る出資金及び繰出金については、各公営事業の経営計画の一般会計繰入見込額に基づき試算します。

IV 指標に関する前提条件

◎ 標準財政規模

その地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模をいい、標準的な行政活動を行うために必要な経常的一般財源の総量を示します。

◎ 地方債現在高比率

標準財政規模に対する地方債現在高の割合を示します。この比率が高いほど将来に対する負担があると言えます。

◎ 積立金現在高比率

標準財政規模に対する積立金現在高（財政調整基金，減債基金及びその他特定目的基金）の割合を示します。この比率が高いほど将来に対する蓄えがあると言えます。

◎ 実質赤字比率

一般会計等を対象とした、実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。指標が黒字の場合は、発生しません。

◎ 実質公債費比率

公債費や公営企業会計の公債費に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（地方交付税に措置されるものを除く）を標準財政規模で除した比率の3年間の平均値です。

◎ 将来負担比率

将来負担すべき実質的な負債を算定するもので、普通会計の公債費残高や公営企業会計の公債費残高に対する繰出金、退職手当などの将来負担すべき額から、将来負担すべき額に対する財源を除いたものを標準財政規模で除した比率です。

5 今後の財政見通し

(単位：百万円)

区分	平成22年度 (決算)	平成23年度 (決算)	平成24年度 (決算)	平成25年度 (決算)	平成26年度 (決算)	平成27年度 (見通し)	平成28年度 (見通し)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (見通し)	平成31年度 (見通し)	平成32年度 (見通し)	平成33年度 (見通し)	平成34年度 (見通し)	平成35年度 (見通し)	平成36年度 (見通し)
地方税	10,613	10,824	10,804	10,792	10,990	10,781	10,699	10,613	10,372	10,387	10,401	10,242	10,257	10,273	10,096
地方譲与税等	1,220	1,178	1,092	1,143	1,234	1,364	1,360	1,496	1,611	1,627	1,624	1,620	1,616	1,613	1,609
地方交付税	5,573	5,905	5,856	5,726	5,738	5,631	5,545	5,470	5,595	5,443	5,428	5,543	5,554	5,530	5,659
国・県支出金	6,258	5,592	5,489	6,396	7,434	10,007	7,448	6,438	6,622	6,828	5,891	5,903	5,964	6,026	6,091
繰入金	5	81	16	55	1,196	532	464	1,172	2,256	2,718	1,194	1,007	1,137	1,359	1,472
地方債	3,253	2,092	2,152	4,859	2,944	5,958	3,313	2,258	5,347	4,838	1,734	1,464	1,464	1,464	1,464
その他の収入	3,134	3,393	3,028	3,072	3,243	4,711	2,169	2,177	2,174	2,182	2,191	2,200	2,209	2,219	2,229
歳入合計	30,055	29,067	28,439	32,041	32,778	38,984	30,997	29,623	33,977	34,022	28,462	27,978	28,199	28,482	28,618
人件費	4,813	5,014	4,701	4,715	4,428	4,689	4,604	4,607	4,711	4,424	4,490	4,437	4,505	4,573	4,573
扶助費	5,488	5,927	6,055	6,218	6,677	6,646	6,903	6,743	6,840	6,942	7,048	7,157	7,272	7,390	7,513
公債費	2,633	2,594	2,395	2,204	2,182	2,241	2,139	2,258	2,214	2,531	2,715	2,779	2,779	2,848	2,835
義務的経費	12,933	13,535	13,151	13,138	13,286	13,576	13,646	13,608	13,766	13,897	14,253	14,373	14,555	14,811	14,920
一般行政経費	6,351	6,479	6,572	7,085	7,151	7,624	6,921	6,962	6,964	6,962	6,987	6,986	6,985	6,983	6,982
積立金	1,510	2,413	1,961	1,186	609	766	261	260	260	258	256	255	255	254	253
投資的経費	4,330	2,436	2,421	6,279	5,429	12,591	5,679	4,198	8,250	8,105	2,109	1,449	1,449	1,449	1,449
その他の支出	3,226	2,967	3,114	3,288	4,162	3,927	3,991	4,095	4,237	4,300	4,357	4,414	4,456	4,485	4,514
歳出合計	28,350	27,831	27,220	30,976	30,637	38,484	30,497	29,123	33,477	33,522	27,962	27,478	27,699	27,982	28,118
形式収支	1,706	1,236	1,219	1,065	2,141	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
実質収支	1,457	1,126	894	865	560	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
地方債現在高	21,029	20,869	20,946	23,901	24,957	28,942	30,408	30,695	34,107	36,737	36,121	35,162	34,194	33,146	32,100
積立金現在高	8,188	10,536	12,485	13,621	13,034	13,267	13,064	12,153	10,156	7,696	6,759	6,007	5,125	4,020	2,801
財政調整基金・減債基金	5,492	6,582	7,694	8,427	8,373	8,441	8,698	8,955	8,219	5,757	4,818	4,065	3,181	2,075	854
標準財政規模	17,307	17,444	17,527	17,695	17,682	17,797	17,584	17,547	17,558	17,425	17,412	17,379	17,395	17,378	17,341
地方債現在高比率(%)	121.5	119.6	119.5	135.1	141.1	162.6	172.9	174.9	194.3	210.8	207.4	202.3	196.6	190.7	185.1
積立金現在高比率(%)	47.3	60.4	71.2	77.0	73.7	74.6	74.3	69.3	57.8	44.2	38.8	34.6	29.5	23.1	16.2
財政調整基金・減債基金	31.7	37.7	43.9	47.6	47.4	47.4	49.5	51.0	46.8	33.0	27.7	23.4	18.3	11.9	4.9
実質赤字比率(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
実質公債費比率(%)	10.7	8.5	6.8	5.4	4.7	4.2	4.3	4.4	4.0	4.4	5.0	6.3	6.7	7.0	7.2
将来負担比率(%)	3.1	—	—	—	—	—	—	—	21.1	51.0	54.7	55.4	57.4	60.4	61.1

※ 本表は各内訳により、積算しているため、内訳の集計と合計が一致しない場合があります。
 地方債と税等には、地方譲与税、県税等交付金、地方特別交付金、交通安全対策特別交付金を含みます。その他の歳入は分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、香附金、繰越金、諸収入となります。
 一般行政経費は物件費、維持修繕費、補助費等、その他の支出は投資及び出資金、貸付金、繰出金となります。

◎ 財政見直しにおける大型施設整備事業について

今後見込まれる未契約事業は、『財政見直し』が将来的な財政上のリスクを最大限考慮して策定するものとしていることから、作成時点での担当課からの想定事業期間と想定総事業費により計上します。『財政見直し』は各事業個々の事業期間、事業費、内容等を議論するためのものではなく、将来的な財政リスクを総合的に最大限考慮することを目的とする『財政見直し』とします。

また、平成27年度時点においては平成32年度以降に実施される大型施設整備事業については、事業実施時期や総事業費が不明確なため、含んでいません。大型施設整備事業については、対象事業も含め今後の事業進捗に伴い事業期間及び総事業費など逐次見直しを行います。

なお、大型施設整備事業については、毎年度継続的に実施される施設整備事業は対象とせず、当該計画期間中に集中的に実施され、『財政見直し』に及ぼす財政リスクが大きい事業を対象とします。

平成27年度末現在、今後見込まれる未契約内容を含む大型施設整備事業

	事業期間	総事業費
庁舎整備事業及び周辺事業	H27～H32	84.4 億円
竹町都市公園整備事業	H24～H32	50.6 億円
武佐コミュニティセンター整備事業	H27～H29	5.9 億円
岡山コミュニティエリア整備事業	H27～H31	44.5 億円
桐原こども園整備事業（2園）	H27～H29	4.6 億円
計		190.0 億円

※各事業の事業期間・総事業費は、当財政計画の目的である持続可能な財政運営に向けた指針を算定するための数値であり、個別事業の内容の可否等を判断するものではありません。

6 財政見通しにおける分析と課題

◎ 歳入の推移

地方税は軽自動車税の改正などの増収となる要素はあるものの、生産人口の減少や法人市民税の改正の影響により徐々に減少していく見込みです。

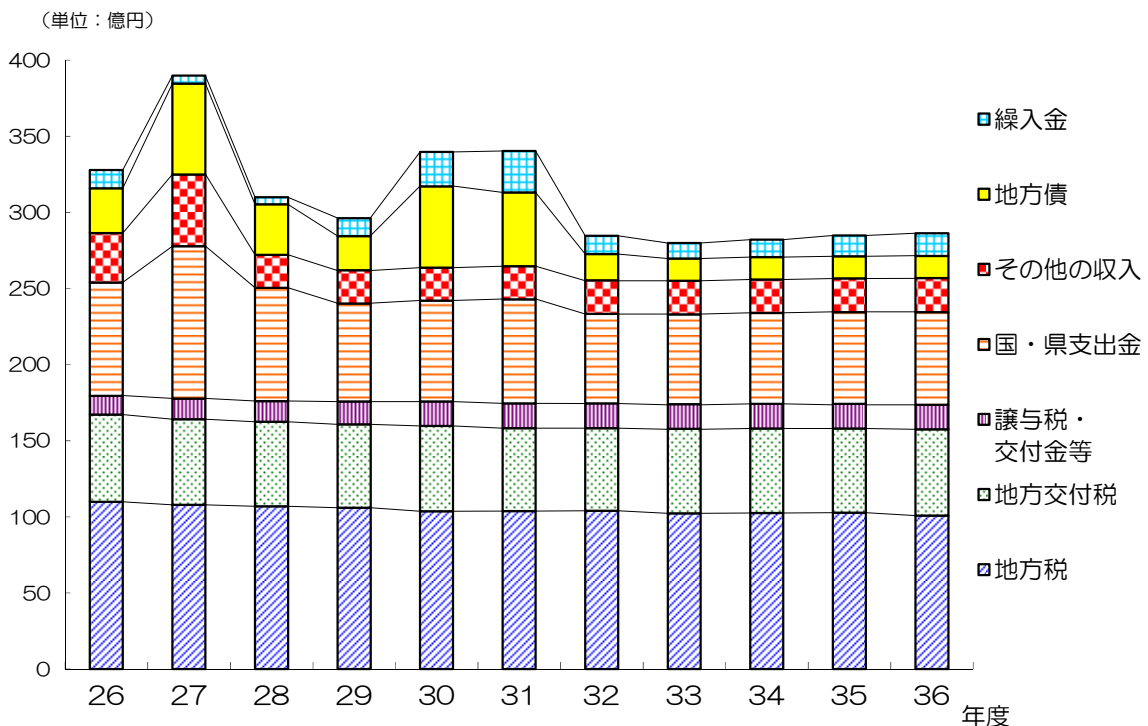
地方交付税は、合併算定替えの特例加算措置の段階的な縮減の影響はあるものの交付税措置のある地方債を優先的に発行していることから、平成36年度においても概ね56億円を維持する見込みです。

歳入一般財源全体としては、地方税の減少を地方交付税では賄いきれず、増加傾向にある歳出の不足を補う形で基金からの繰入が増加する見込みです。

国・県支出金は、普通建設事業に係るものは大型施設整備事業の財源状況に連動して減少していくものの、扶助費に係るものは支出の逡増に伴い一定の増加が見込まれます。

地方債のうち建設事業に係るものについては、国・県支出金と同様に大型施設整備事業の事業費に連動するとともに、臨時財政対策債は、地方交付税と同様に合併算定替えの特例加算措置縮減の影響を受けます。

歳入総額は、大型施設整備事業が一区切りする平成32年度以降大きく減少し、平成36年度には約286.2億円となる見込みであり、平成26年度決算と比較すると約13%減の歳入規模となる見込みです。



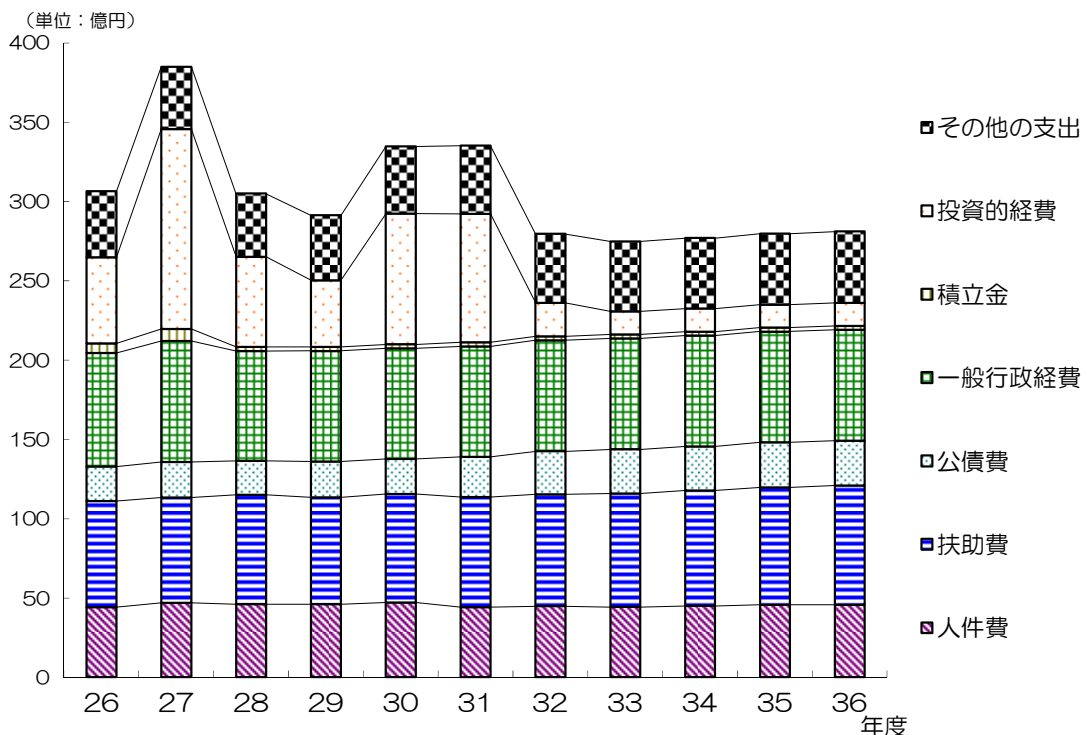
◎ 歳出の推移

扶助費については、少子高齢社会の進行に伴い増加が見込まれ、また、大型施設整備事業による市債の発行により公債費も遡増するため、歳出総額に占める義務的経費の割合は年々高くなり、平成32年度には歳出全体の50%を超え、財政構造の硬直化が進むものと見込まれます。扶助費については、財源として一定の国・県支出金が見込まれることから、歳出額の増加がそのまま充当される一般財源の増加となりませんが、公債費については、一般財源での対応となるため、その増加が大きな影響を及ぼします。

投資的経費は、平成32年度以降に大幅に減少しますが、大型施設整備事業を見込んでいないことによるものです。

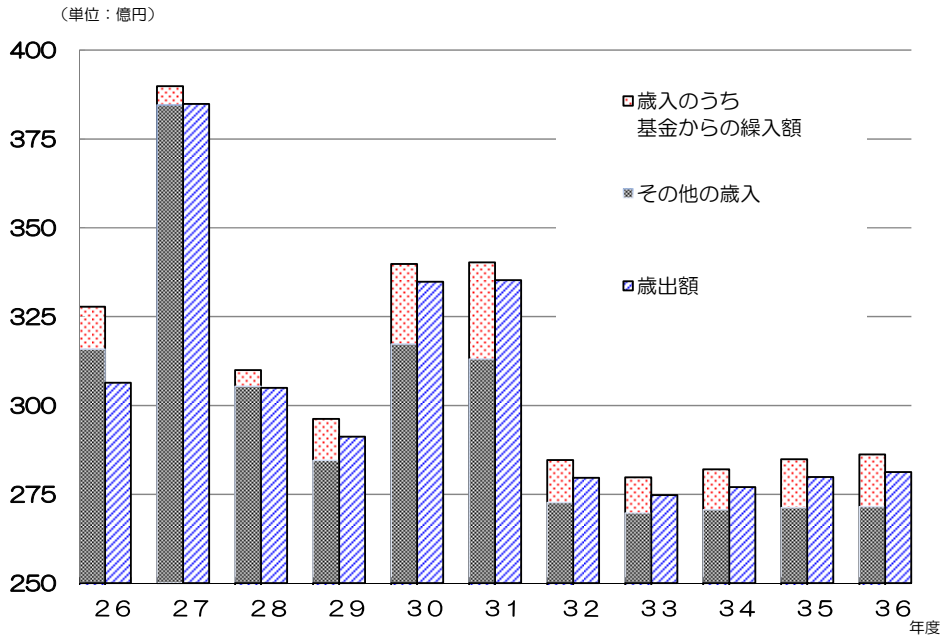
その他の経費では、医療費や給付費の増加に伴う特別会計への繰出金が増加していくことが見込まれます。

歳出総額については、歳入と同様に平成32年度以降大きく減少するものの、平成29年度以降は歳出総額が基金からの繰入を除く歳入を上回る見込みです。



◎ 収支の状況

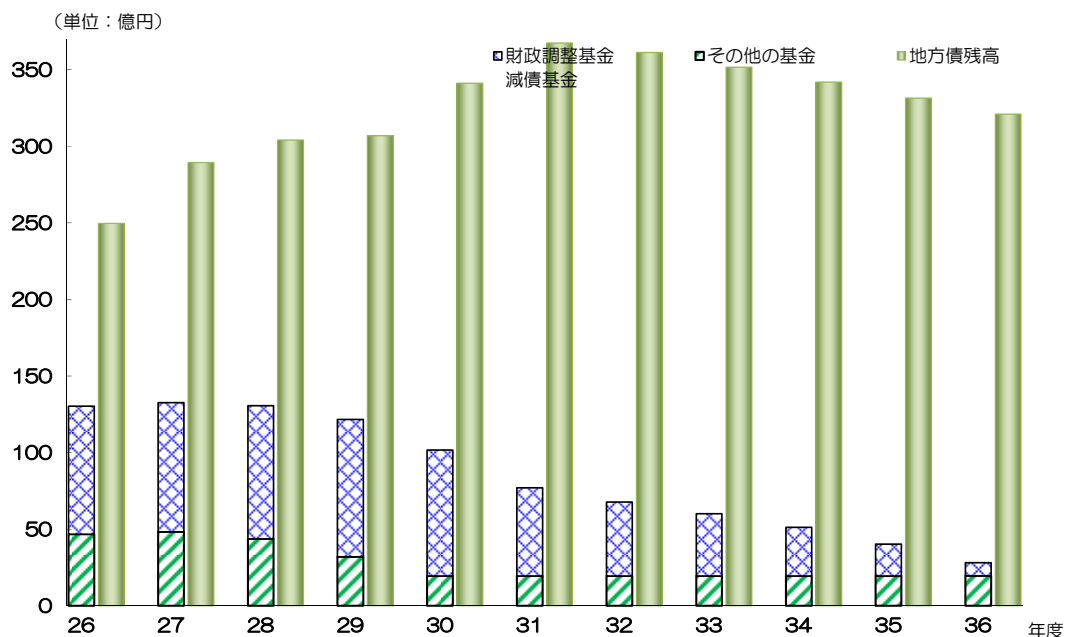
歳入歳出ともに平成31年度までは、概ね300億円を超える水準で推移する見込みです。平成29年度以降は、基金からの繰入により形式上黒字を維持している状態となり、平成30年度以降は、毎年、財政調整基金や減債基金の取り崩しを行う必要が生じます。基金からの繰入金を除くと、平成29年度から平成36年度までの間で80億円を超える財源不足が生じます。



◎ 地方債残高、積立金残高の推移

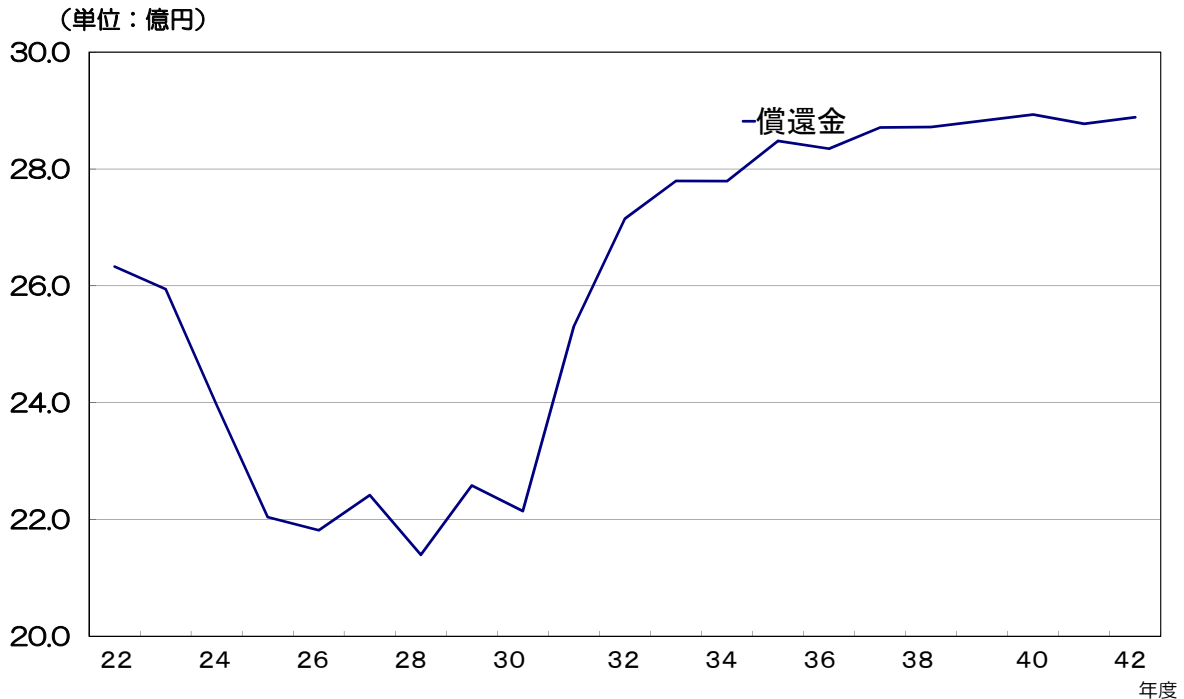
地方債残高は、新一般廃棄物処理施設整備事業や教育施設の整備、市庁舎整備事業をはじめとする大型施設整備事業に伴う新規発行により、平成31年度には平成26年度の約1.5倍となる370億円に迫ります。

積立金残高は平成26年度には約130億円であったものが、公共施設等整備基金の大型施設整備事業への充当、財政調整基金の財源不足に対する取り崩しにより、平成36年度には年間の資金収支不足が生じた場合の繰替運用に必要と想定される30億円を下回ることが見込まれます。また、財政調整基金と減債基金のみに限ると、平成36年度には、9億円を下回り財政調整機能が十分に果たせない状況となり、緊急的財政支出への対応が困難となります。



◎ 計画対象期間外も含めた公債費の状況

平成27年度の約20億円(繰上償還を除く)を底に平成28年度から増加に転じ、平成32年度に27億円を超え、平成35年度から平成42年度までは毎年28億円以上という非常に高い水準で推移する見込みであり、この間、財政運営の硬直化が危惧されます。



◎ 指標の状況

実質公債費比率と将来負担比率については、指標の算定において元利償還金及び準元利償還金に係る交付税措置分を控除することになっているため、交付税措置のある市債発行を優先している現状から、ともに財政健全化計画を策定することが義務づけられる早期健全化基準を上回ることはありませんが、公債費、地方債残高の増加、基金残高の減少から両指標は年々悪化を続ける状況となります。

実質赤字比率は、基金からの繰入による黒字を維持しているため発生しません。

地方債現在高比率は、平成26年度には141.1%であったものが急激に上昇し、平成31年度から平成33年度は200%を超える見込みであり、以降も高い水準で推移します。つまり標準的に収入しうる「経常一般財源」の倍程度の借入残高を抱える状態となり、将来の公債費負担が重くのしかかることとなります。

積立金現在高比率は、平成27年度の74.6%をピークに大型施設整備事業への充当や収支不足への対応に基金を活用するため急激に下降し、平成36年度には16.2%まで落ち込みます。これは、不測の収入減少や支出増加に対する財政の弾力性が著しく低下していくことを表しています。

7 財政見直しにおける課題に対する取り組み目標

I 行財政改革プランの推進

第2次行政改革大綱の基本方針において、『市民が誇りに思え、満足できるまちを創っていけるための、持続可能な財政基盤の確立』をめざした財政運営を基本方針としており、その具体的実行計画を定めた行財政改革プランにおいても『持続可能な財政基盤の確立をめざした財政運営』を目的として取り組みが定められています。

行財政改革プランの取り組みである使用料・手数料、分担金・負担金、税収の確保だけでなく、公有財産の処分や広告収入、ふるさと納税などの新たな歳入の確保による財源の確保は財源不足の抑制となり『財政見直し』の課題に対する取り組み施策となります。歳出面においても、業務の見直しや民間委託の推進により、持続可能な財政基盤を構築していくことが必要です。『財政見直し』の課題に対する取り組みとして、行財政改革プランに基づき継続した行政改革への取り組みが重要です。

II 財政指標の適正管理

財政指標については様々な指標があり、特に財政の健全性を示す指標として健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）がありますが、『財政見直し』が示す健全化判断比率の見直しについては、悪化の傾向にはあるもののイエローカード（早期健全化基準）を超える状況にはありません。平成26年度決算においてイエローカードを超える団体は1団体のみであり、もはやイエローカードを超えない団体が健全であるとの状況ではありません。よって、『財政見直し』の期間中の実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の3つの指標の全国都市の平成26年度平均値を目標水準として定めます。但し、財政健全化判断比率は交付税措置の反映など算定方法が非常に複雑であり、水準の判断基準が分かりにくく留意が必要です。

この他にも、実質収支比率や経常収支比率などの財政指標がありますが、将来の財政運営に影響を及ぼす重要な財源となる市債（借金）と基金（貯金）の残高を示す指標として、地方債現在高比率と積立金現在高比率があります。大型施設整備事業の実施に際し、市債の発行を多くすれば基金の取り崩しは少なくなりますが、後年度の返済が増えることとなり、市債の発行を減らせば、基金の取り崩しが多くなり、後年度財源が減ることとなり、市債と基金については将来の財政状況を鑑みながら活用していく必要があります。将来の財政運営の健全性を保つために重要なこの2指標について、見直し期間中の目

標水準を定めます。目標水準の設定に当たっては、健全化判断比率は算定が複雑でわかりにくい面もあることから、わかりやすい基準とし、本市に標準的に収入が見込まれる一般財源を示す標準財政規模をベースとして、地方債は2倍（2年間の一般財源総額）、積立金は半分（半年分の一般財源総額）とします。なお、地方債現在高比率は200%となりますが、これは平成26年度決算において全国都市790市の内、上位から600番目ぐらいの位置となり、積立金現在高比率の50%は上位から280番目ぐらいの位置となります。

健全化判断比率

全国都市の平成26年度決算平均値以下を目標水準とする。

	早期健全化基準	目標水準	H26 決算	H31 見込	H36 見込
実質赤字比率	12.61%	0%	0%	0%	0%
実質公債費比率	25.0%	8.6%	4.7%	4.4%	7.2%
将来負担比率	350.0%	69.7%	0.0%	51.0%	61.1%

地方債現在高比率

標準財政規模の2倍（200%）以下を目標水準とします。

目標水準	H26 決算比率	H31 見込比率	H36 見込比率
200.0%	141.1%	210.8%	185.1%

積立金現在高比率

標準財政規模の半分（50%）以上を目標水準とします。但し、年間の資金収支不足が生じた場合の基金からの繰替運用に約30億円の基金残高が必要と見込まれており、財政調整基金と減債基金の合計についても、25%以上（約45億円）とします。

	目標水準	H26 決算比率	H31 見込比率	H36 見込比率
積立金現在高比率	50.0%	73.7%	44.2%	16.2%
財政調整基金・減債基金の合計	25.0%	47.4%	33.0%	4.9%

8 目標を達成するための方策

指標目標を定めました5つの指標について、健全化判断比率を除く2指標については『財政見通し』において、指標目標を超過又は不足しているため、目標を達成するための方策を定めます。

I 地方債現在高比率抑制に向けた取り組み

① 市債発行の抑制について

地方債現在高を抑制する最も効果的な方法としては、新たな市債の発行をしないこととなります。しかし、市債には住民負担の世代間の公平を確保するための調整機能や単年度収支予算による年度財源の財源補完機能、地方交付税措置などによる国の財源保障措置機能など、市債を発行する意義があることから、単に発行しなければよいというものではありません。

よって、市債を活用しながら将来的なリスクを軽減するため、国の財源保障措置がなされている地方交付税措置のある市債を主に発行することとし、地方交付税措置のない市債及び地方交付税措置割合の低い市債については、リスク低減のため発行をできるだけ抑制します。

庁舎整備事業をはじめとする大型施設整備事業のうち、合併推進債の対象となる事業については、合併に係る財政支援として地方交付税措置があることから、その活用を進めます。

② 市債借入期間等の抑制について

市債発行に際しては、施設の耐用年数に応じた借入期間と施設の未利用期間に応じた据置期間を設定して発行します。借入期間及び据置期間が、長期間になれば、金利リスクが高まり、短期間になれば単年度の返済額の増加や早期返還による単年度の負担リスクが高まります。

よって、借入期間及び据置期間については、施設の耐用年数や未利用期間と財政見通しなどによる将来的な負担状況を鑑みながら、期間の縮減に努め、金利負担軽減と早期償還による地方債現在高の抑制を目指します。

③ 繰上償還の実施について

地方債現在高は、これまでに発行してきた市債の積み上げであり、現在の低金利状況と比較して金利の高い市債もあります。将来返済予定の償還金を繰上償還することで、一時的な負担は増えますが、地方債現在高は抑制され、将来的な負担は縮減することができます。

但し、貸し手側との協議や償還資金の確保が必要なことから、財政的メリットを考慮した中で、繰上償還の実施に向けて取り組みを進めます。

Ⅱ 積立金現在高比率向上に向けた取り組み

① 基金積立金の確保について

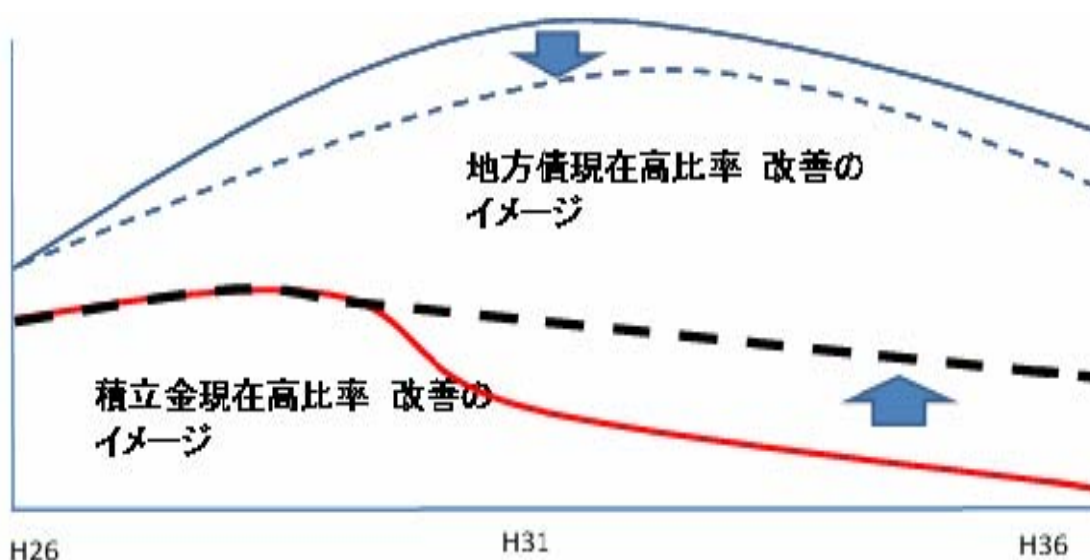
基金への積立については、地方財政法第7条に決算剰余金の二分の一を下らない額については基金への積立を行うこととなっていますが、この他には特定金額を積み立てる法令はありません。しかし、予算財源の不足に際し、基金を取り崩すのみでは基金が枯渇することから、財源剰余のみの積立だけでなく、定期的に基金に積み立てる仕組みが必要です。

利用用途のない財産の売却による売却益の基金積立や、ふるさと納税などの寄附金の基金積立など、基金の目的に応じた積立金の確保策について取り組みを進めます。

② 特定目的基金の活用について

財政運営の健全を維持するためには、財源不足に陥った時に取崩しの可能な『財政調整基金』『減債基金』の確保が重要ですが、条例で定められた特定の目的のための基金（特目基金）を活用することで、財源の不足を抑制し、財政調整基金や減債基金を確保することができます。

よって、特目基金については、条例で定められた目的の範囲において、積極的に活用するものとし、財源不足の補てんによる基金取崩しの抑制や市債発行額の抑制に資することとします。



③ 基金の効率的な運用による運用益の確保について

基金については、資金収支不足や年度財源不足のために一定額を確保する必要がありますが、基金は金融機関への預金を主として運用しており、そこから生じる運用益は、基本的に基金に積み立てます。

資金や財源が不足する以外の期間の基金運用について、運用益が多く生じるように、金融商品の選択や運用期間、運用金額など効率的な運用方法の検討を進め、基金積立金の拡充に努めます。

Ⅲ その他の取り組み

① 大型施設整備事業の適正な事業規模と財源確保について

大型施設整備事業の財源については、国県の補助金を除くと市債と基金を主としており、事業費を精査し、縮減することにより、市債発行や基金繰入金を抑制することができます。また、国県補助金などの市債や基金以外の財源を多く確保することにより、同じ事業費でも市債発行額や基金繰入額を抑制することができます。

よって、大型施設整備事業については、その事業規模を現在の財政状況や利用状況に応じ適正な規模になるよう、精査をすすめます。また、市債や基金以外の財源については、社会情勢を鑑み、より多くの財源確保に向けての取り組みを最優先として、事業実施を進めます。

② 公共施設の配置適正化について

公共施設については、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが求められています。

公共施設等総合管理計画の策定への取り組みを進めるとともに、公共施設の最適配置と統廃合などにより未利用となる施設については、その解体に向けた取り組みを早期に進めることで、施設維持管理経費の抑制と解体後の売却益の確保に取り組みます。

③ 行政改革効果の適正な活用

行財政改革プランの歳入歳出両面にわたる改革により得られた効果額については、新たな事業の実施や事業の拡大に充当するのではなく、基金取崩しや市債発行額の抑制の財源とすることで持続可能な財政運営を図ります。

滋賀県近江八幡市総務部財政課

〒523-8501

近江八幡市桜宮町236番地

TEL 0748-36-5750

FAX 0748-32-3237

E-mail 010412@city.omihachiman.lg.jp